

高知工業高等専門学校学生会規約

制 定 昭 和 3 8 年 5 月 2 2 日

第1章 総則

第1条 本会は、高知工業高等専門学校学生会と称する。

第2条 本会の事務所は、高知工業高等専門学校内に置く。

第3条 本会は、学生の自治自律の精神に基づく自発的活動を通じて

- (1) 学生生活を楽しく、豊かに、節度あるものとし、良き校風と伝統を創りあげること。
- (2) 心身の健康を助長し健全な趣味、豊かな教養を身につけ、思索と実践力に富む格調高い人間を創りあげること。
- (3) 学校生活における集団活動に積極的に参加し、協同的、民主的行動の態度を身につけること。

等を目的とする。

第2章 会員

第4条 本会は、高知工業高等専門学校学生をもって会員とする。

第5条 本会の会員は、次の権利並びに義務を有する。

- (1) 本会の定める役員の選挙権と被選挙権
- (2) 本会の行う諸活動に参加する権利
- (3) 本会の会費を定期に納入する義務
- (4) 本会の機関の決定に従う義務

第3章 組織

第6条 本会に、次の機関を置く。

学生総会・評議員会・執行部会・各種執行委員会・選挙管理委員会・会計監査委員会

第4章 学生総会

第7条 学生総会は、本会の最高決議機関である。

第8条 学生総会は、本会議長によって次の場合に招集される。

- (1) 毎年定期1回（後期）
- (2) 評議員会が必要と認めた場合
- (3) 本会員数の1／5以上が同意署名により要求のあった場合。ただし、2・3の場合、議長は会議の目的を明示して招集しなければならない。

第9条 学生総会の議長及び副議長各1名は公選とし、書記2名は議長がこれを委任する。任期はともに1年とする。

第10条 学生総会の定足数は3／4とし、議決は過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第11条 学生総会において審議、議決しなければならない事項は、

- (1) 本会の規約の改変に関する事項
- (2) 会長1名、副会長2名、書記長1名の選出及び不信任に関する事項
- (3) 予算及び決算の承認

- (4) 選挙管理委員の選出
- (5) 本会活動にとって重大な関係のある事項
- (6) 評議員会不信任に関する事項
- (7) その他評議員会で必要と認めた事項

第 12 条 学生総会開催の3日前までに議長は日程、議案、その他必要事項を本会員に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第5章 会長等

第 13 条 会長、副会長、書記長は公選とし、任期はともに1年とする。

第 14 条 会長、副会長及び書記長の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、学生会を代表し、執行部会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 書記長は、会長、副会長を補佐し、執行部会の事務を処理する。

第 15 条 会長、副会長、書記長の不信任決議は次の場合、学生総会において審議され2/3以上の支持を必要とする。

- (1) 執行部会が解任された場合

第 16 条 会長、副会長、書記長は他のあらゆる役職を兼ねることができない。

第6章 評議員会

第 17 条 評議員会は、学生総会に次ぐ決議機関である。

第 18 条 評議員会は各学級から2名、文化、体育両局から3名ずつ選出された評議員をもって構成される。両局からの評議員は、各部2名の代表者からなる局会において選出される。ただし、学級と局の評議員を兼ねることはできない。

第 19 条 評議員会は、互選により評議員会議長及び副議長各1名、書記1名を選出する。任期は共に1年とする。

第 20 条 評議員会議長は、評議員の議事を統括する。副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時はその職務を代行する。

第 21 条 評議員会には、評議員会自体の経理庶務を司るものとして事務部を置く。

第 22 条 評議員会に、定例評議員会と臨時評議員会を置く。定例評議員会は2か月に1回議長が招集する。ただし、次の場合議長は、臨時評議員会を招集しなければならない。

- (1) 各種執行委員会から要求があった場合
- (2) 評議員総数の3/4以上の連名要求のあった場合
- (3) 各種執行委員会が解散した場合
- (4) 執行部が必要と認めた場合
- (5) その他議長が必要と認めた場合

第 23 条 評議員会の定足数は2/3、議決は議事規則に基づくものとする。

第 24 条 評議員会の議決事項は、3日以内に公表しなければならない。

第 25 条 評議員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 選出母体の意思を反映して執行部会及び各種執行委員会に勧告する。
- (2) 会計監査を行う
- (3) 本会の運営に関する基本的事項の議決
- (4) 予算及び決算の承認

- (5) 執行部会及び各種執行委員会が評議決定の議決を必要とすると認めた事項の議決
- (6) 新設各部の承認
- (7) 議長、副議長、書記、各種執行委員の互選

第 26 条 議長は、評議員会招集の 3 日前に議題その他必要事項を評議員に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第 27 条 評議員会は、次の場合解散しなければならない。

- (1) 評議員会が自ら解散を決議した場合
- (2) 学生総会で不信任を議決された場合

第 28 条 評議員は、選出母体の承認を経なければ辞めることができない。また、選出母体の 1/3 以上の要求があった場合、評議員の進退は選出母体の議決によらなければならない。

第 29 条 評議員会が、解散した場合は、評議員会が成立するまで引き続きその任務を行う。

第 30 条 評議員会が解散した場合は、選挙管理委員会は解散の日より 10 日以内に評議員の選出を行い、その日から 5 日以内に新評議員会を招集しなければならない。

第 31 条 評議員に欠員が生じた場合は、その日から 7 日以内に補欠選挙を行わなければならない。

第 7 章 執行部会及び各種執行委員会

第 32 条 執行部会及び各種執行委員会は、本会の執行機関である。

第 33 条 執行部会は会長、副会長、書記長及び各種執行委員長をもって構成し、評議員会の決定に従い各種活動の執行にあたる。

- 2 執行部会にその事務を処理するため、事務幹事 4 名を置く。
- 3 事務幹事は、会長、副会長合議の上、書記長が選任する。

第 34 条 各種執行委員会には、常置すべきものとして、生活、文化、体育、予算の各種執行委員会があり、その他必要に応じて設置することができる。

第 35 条 各種執行委員長は、評議員会において互選される。委員長は、委員として必要人数を評議員の中から指名する。ただし、委員の指名には評議員会の承認を要する。任期は最高 1 年とする。

第 36 条 評議員は、同時に 2 つ以上の執行委員を兼ねることができない。ただし、臨時に設定された執行委員会はこのかぎりでない。また、議長、副議長、書記、事務部員は執行委員になることができない。

第 37 条 各種執行委員会は、次の場合解散しなければならない。

- (1) 評議員会で不信任を決議された場合
- (2) 評議員会が解散した場合
- (3) 各種執行委員会が自ら解散を決議し、評議員会で認められた場合
- (4) 執行部会が解散した場合

第 38 条 執行部会は、次の場合解散しなければならない。ただし、会長、副会長、書記長については別に定める。

- (1) 評議員会で不信任決議された場合
- (2) 評議員会が解散した場合
- (3) 執行部会が自ら解散を決議し、評議員会で認められた場合

第 39 条 執行部会又は各種執行委員会が解散した場合は、新しい執行部会又は各種執行委員

会が成立するまで引き続きその任務を行う。

第 40 条 執行部会又は各種執行委員会が解散した場合、評議員会は 10 日以内に新しく執行部会又は各種執行委員会の選出を行わなければならない。

第 8 章 選挙管理委員会

第 41 条 学生会長その他の役員選挙の度に選挙管理委員会を置く。

第 42 条 選挙管理委員は 5 名とし、学生総会で公選される。任務は 1 年とする。欠員が生じた場合は、評議員会がこれを任命し、次期学生総会の承認を得る。

第 43 条 選挙管理委員会は、他の役員を兼ねることができない。

第 9 章 顧問

第 44 条 本会に、顧問教員若干名を置く。また、各部に顧問教員 1 名を置く。

第 45 条 顧問教員は、第 3 条の目的達成を効果的にならしめるため適正なる指導を行う。

第 10 章 会計

第 46 条 本会の経費は、会費、寄付金及び事業収益をもって充てる。

第 47 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月末日まで。

第 48 条 本会の予算は、予算編成委員会が立案し、評議員会の承認を得なければならない。

第 49 条 本会の予算の執行に関しては、顧問教官の同意を必要とする。

第 50 条 本会の決算は、予算編成委員会が会計年度末に評議員会において発表し、会計の全内容を学生に公表しなければならない。

第 51 条 各部は、会計監査委員会の監査に応じなければならない。会計監査委員は 3 名とし、学生総会で公選される。任期は 1 年とする。欠員を生じた場合は、評議員会がこれを任命し、次期学生総会の承認を得る。

第 52 条 各部は、予算に認められた品目を変更して、購入する場合、学生会長の承認を得なければならない。

第 53 条 前年度の剰余金は、次年度の予算に繰入れなければならない。

第 11 章 附則

第 54 条 本会の下部組織として部を新設する場合、所属局会の推薦を経て文書をもって会長に届け出て、評議員会の承認を得なくてはならない。

第 55 条 本会の各会議の議決は、すべて別に定める議事規則によるものとする。

第 56 条 この規約は、昭和 38 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 40 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 56 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 62 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。